

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

娘婿に貸したお金を きれいに返してもらいたい。

娘婿のご相談です。

私は医者ではないのですが、医院を一つ経営しています。10年少しこと、長女と恋愛結婚した婿が一流大学を出て、私に、「実は子供の頃から医者になりたかった。でも家が貧しくてなれなかつた。今からでもなりたい」と

言つてきたのです。

医者になるまですべての面倒を見ると私が言つたら、医者になれた暁にはお金は必ず返しますと、涙を流して喜びました。

医師予備校代、一家の生活代すべてを払つて2年後、彼はいくつも受けた私立大学のうち2校に合格しました。彼が行きたいといふ都心の大学からは、合格点ぎ

りぎりなので寄付金5000万円が必要ると言われ、その旨伝えたところ、ぜひ行きたいと言うので、準備して払いました。あと、入学金1000万円、年600万円の授業料を6年間。寄付金の方は直接払い領収証はなく、それ以外は私が振り込み、彼にはその都度借用証を書いてもらいました。

卒業した年無事に医師国家試験に合格したので、そのうちに

金を返すと言つてくるかと待つていましたが、忘れたようになつて、私方医院に勤める気もなく、反対に、娘とうまいかなくなつて別居に至りました。女がいます。子供二人の面倒は娘が見えて、養育費として月15万円をもらつていて、貸したお金をきれいに返してもらいたいのですが、どうやつたらよいと思われますか?



裁判を起こせば、最低限の金額は取り戻せると思います。

それはさぞかしあ腹立ちのことでしょう。世の中には恩知らずの人間がいますね。

考えようによつては、最初から、金目当てで娘さんに近づいたのかもしれませんよね。返す気など最初からさらさらなかつた、つまり詐欺だつたかもしれないが、不幸中の幸い、借用証を書いてもらつていて、助かりました。おそらく相談者は、娘夫婦がうまくいつていて、ご自分の医院に勤めてくれたりすれば、きっと返してもらわなくともよかつたのでしょうか。

娘婿が、借りた事実を素直に認めるなら借用証は不要ですが、認めないのであれば、贈与ではなく貸借の証拠として、借用証が必要です。入学金1000万円+600万円×6=4600万円。内容証明をして、裁判を起こせば勝てると思います。ただ、強制執行する財産としては給料債権しかなく、裁判所の勧めで和解した場合も、一括弁済は無理で分割弁済によるのは覚悟しておいてください。

実はこの度の民法大改正により、この4月以降、債権の消滅時効期間は、権利行使が「できると知つた時から5年」と短くなりました。ですが、本件で権利行使ができるのは医師国家試験合格後であり、借用証にも「医師になれば返します」とちゃんと書いてあって、まだ3年なので、大丈夫。反対に、裁判を起こすにももうのんびりとはしておれません。

すね。最近いろいろな事件が起り、もうそんなことをする所はないでしよう。ご自身でその金額を出されたことは事実ですが、領収証もなければ、何よりご本人の借用証がないので、残念ながら請求は無理だと思います。あと生活費や本代その他、金額を出されたことは事実ですが、領収証もなければ、何よりも法的に構成できる金額ではないで、悔しいでしようが諦めてください。

最低限の金額になりますが、10年前だとまだそんなことをやつていた大学があつたのでうまくいくよう願っています。

5000万円の寄付金ですが、10年前だとまだそんなことは覚悟しておいてください。

裁判所の勧めで和解した場合も、

一括弁済は無理で分割弁済によるのは覚悟しておいてください。

最低限の金額になりますが、10年前だとまだそんなことをやつていた大学があつたので